

関西学院大学 研究成果報告

2019年 5月 25日

関西学院大学 学長殿

所属： 法学部
職名： 教授
氏名： 鮎川 潤

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input checked="" type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	政治家による犯罪の研究——権利を侵害する犯罪を中心として
研究実施場所	関西学院大学上ヶ原キャンパス
研究期間	2018年 4月 1日 ～ 2019年 3月 31日 (12ヶ月)

◆ 研究成果概要 (2,500字程度)

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

本研究では政治家による人権の侵害に関する犯罪等について主要には2つのことを行った。

メインのテーマとしては、研究開始時に調査の一環として法務省の法務図書館を訪ねた際に、戦前の政治家の犯罪に関する書物等に出会い、日本国内の戦前の政治家の犯罪にも注目する必要があることを強く認識した。研究費が4分の3に削減されたこともあって、この国内の人権を侵害する政治家の犯罪について研究を進めた結果、日本のアジア太平洋戦争・第二次世界大戦における「政治家」の人権に対する犯罪すなわち戦争犯罪を中心に考察を深めることとなった。

国外の政治家による人権を侵害する犯罪、国内の戦前の政治家による人権を侵害する犯罪について研究を進めた結果、政治と軍事が密接に結びついていることが判明した。むしろ敗戦から現在に至るわが国が他国とは異なる独自の特徴を持っているのであって、戦前の日本のほうが、現在の一部の発展途上国における軍歴をもっていたり、軍務も兼務した政治家による人権を侵害する犯罪が重大な被害をもたらしている政治家の犯罪との類似点を持つことが明らかになった。さらにいうならば、シビリアンコントロールの範とされているアメリカ合衆国の現政権においても過去の政権においても元軍人が重要な行政スタッフの中核の地位を占め、國務長官等として他国への軍事行動などを決定している。

この意味においても、戦前の日本人の政治家および軍人による人権を侵害した政治活動の

研究とその帰結について考察することは有意義であり、その手掛かりとして極東国際軍事裁判を用いることとした。その結果、政治家を単に選挙によって選出された議員に限ることなく、さらに政治・行政・統治の主権と軍事の統帥権を持つ行為主体をも含めて考察する必要が判明した。さらに人権に対する犯罪を行ったとして訴追されたケースばかりではなく、さまざまな要因によって訴追が回避されたケースについても考察する必要が明らかになり、これらのケースについて、キリスト教をはじめとする宗教的要因、文化的要因、社会的要因および政治的要因との関係について調査を行い、その結果をまとめた。願わくは、その成果を関西学院大学研究叢書出版助成を受けることによって発表できることを願っている。

「政治家による犯罪の研究——権利を侵害する犯罪を中心として」は、研究を進めるなかで、この表題に示されているよりもより深い意義と広い射程を持つことが明らかになった。すなわち、それは、「現代日本における『政治家』の犯罪の原点」のみならず、「戦後日本における犯罪論の原点」であり、さらにそれを考察する際に本学の建学の精神であるキリスト教との関係に着目して考察することが有意義であることが明らかとなり、従来から申請者が考え続け、その探求を断続的ながら試みてきた、刑事政策についてキリスト教との関係に注目して考察するという研究との統合が可能である見込みが生まれてきた。

そのため、日本の太平洋戦争・第二次世界大戦における敗戦後に連合軍の占領下におかれた際に、わが国はドイツのようにソ連を含めた連合国による分割支配とはならず、実質的にはアメリカ合衆国のマッカーサー元帥が連合軍最高司令官として推し進めた占領政策に関して、敗戦後の再出発とキリスト教、占領下における戦争犯罪人（の回避）とキリスト教、戦後日本における刑事裁判の原点と残された課題について検討し、最後に展望として「世界と日本における政治家の犯罪」によって構成されている。

より詳しくは、日本の敗戦後においてキリスト教が果たした役割について、とりわけGHQやミッションナリーによる日本におけるキリスト教の日本への布教の促進や皇室への働きかけについて簡潔にレビューし、次に、アジア太平洋戦争・第二次世界大戦において広い意味での「政治家」、すなわち政治に参加していた軍事を担っていた軍人政治家を含めた政治家による人権への侵害としての戦争犯罪について検討を加え、特に極東国際軍事裁判を取り上げて、訴追や非訴追の状況について考察し、その決定に影響を与えたキリスト教関係者や関係団体の動きを検討し分析を加えた。その際に、申請者がフィラデルフィアのハヴァフォード大学、クウェーカーの海外協力本部のアーカイブズ等で入手した新たな資料を援用して論じた。第1部最後の第4章では、現在の国際刑事裁判所における政治家に対する訴追と判決の状況と、極東国際軍事裁判における訴追、非訴追、判決とを比較し、後者の特徴を浮き彫りにした。最後に、極東国際軍事裁判とその帰結が、その後、今日に至るまでの日本の刑事裁判、日本人の規範意識さらに宗教観にまで影響を与えていることを指摘した。

サブのテーマとして副次的な成果がもたらされたものとしては、人権を毀損する政治家の行為の帰結に対して、人権侵害だとしてそれに対してクレーム申し立てを行い、政治過程を通じてとりわけ国際的な基準となる条約などを作成して制定し、それを発効させたり、それを当該国に対して批准することを求めたりして、現状の改善を図っていくプロセスを検討した内容を盛り込んで以下の英語論文を執筆したり、著書の一章として収録したりした。

そうした英語論文としては、著者Jun Ayukawa、論文名” Social Constructionism in the Study of Social Problems and Globalization: International Human Rights Narratives and Efforts to Abolish Death Penalty in Japan”、掲載雑誌名：インターネット・ジャーナル *American Sociologist*、登載年月日2018年10月2日。英語の著書としては、著者Jun Ayukawa、書名：*Juvenile Crimes and Social Problems in Japan: A Social Constructionist Approach*、Koyo Shobo（晃洋書房）、2019年3月刊行の第6章” Claims-Making and Human Rights in Domestic and International Spheres”がある。

（なお、現段階では具体的に公表できるまで今しばらく時間がかかる状況ではあるが、個人特別研究で研究内容としている人権、とりわけ人権に対する侵害と政治家の行動、政治領域、国際条約を含む国際政治との関係を考察した研究成果を盛り込んで執筆した英語論文を政治学の編著にサブミットしている。）

報告用紙②

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。